

農地法第4条・5条許可申請に必要な申請書及び添付書類(1/2)

◎受付の締め切りは毎月5日(休日の場合は翌開庁日)です。農業委員会は毎月20日頃に開催します。

No.	書類名等	申請書類 チェック欄	留意点
1	申請書	◎	4条申請書(様式第2号)
			5条申請書(様式第3号) 上記様式、正・副各1部及び町決裁用の様式1部提出 ・副本の添付書類についてはコピー可 ・町決裁様式の申請者及び申請地の「所属集落」欄は必ず記入のこと。
2	土地登記事項証明書 (全部事項証明書に限る) ※取得後三ヶ月以内のもの	◎	届出に係る土地の登記事項証明書(法務局で取得) ・最新のものを添付(届出土地の確認) 抵当権設定(根抵当権)の場合、権利者の同意書添付 仮登記設定の場合、抹消又は権利者の同意書添付 相続登記未了の場合、相続登記終了後届出(原則) 相続登記未了で届出できる場合の添付書類 相続人全員による共同申請又は特定人(単独)申請 ・被相続人の除籍謄本 ・相続を証する書面(遺産分割協議書等)
3	住民票 ※取得後三ヶ月以内のもの	○	土地登記事項証明書と記載内容が違う場合 (住所・氏名の確認できる書類) 申請者が法人である場合には、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書
4	図面	◎	申請地の位置及び周辺の状況を示した図面 ・住宅地図又は1/2500都市計画図でもよい。 ・申請地を赤丸で囲み、「申請地」と記載する。
		◎	申請地の位置を示した図面 ・1/10000から1/50000縮尺の地図。 ・申請地を赤丸で囲み、「申請地」と記載する。
	◎	法務局で取得 ・ほ場整備完了地の場合は土地改良所在図 ・申請地を赤色斜線で表示し、「申請地」と記載する。 ・申請地に隣接の道路は赤色、水路は青色で着色する。 ・申請地に隣接する土地の地目、所有者、耕作者を必ず記入	
	○	地籍図又は土地改良所在図がない場合 ・法務局で取得 ・西光寺野土地改良区内の字限図は西光寺野土地改良区事務所 取得	
5	理由書	○	転用の必要性がわかる理由を記載したもの(様式は自由) (申請書内に収まらない場合)
6	事業計画図 工程表(期間が三ヶ月以上の 場合)	◎	1.以下について添付・明示すること ①建築物(平面・立面図・配置図・断面図等)、②進入路 ③用排水施設、④土地利用計画、⑤工程表 2.露天資材置場の場合は、何をどこに置くか明示 3.露天駐車場の場合は、駐車区画を明示 上記以外にも必要に応じて添付を依頼する場合があります。
7	経費見積書	◎	原本を添付のこと(造成費を含む) ・申請者宛ての見積書であること(見積者の押印があること) 土地売買契約書(写し)を添付のこと
8	資金証明 ※発行後三ヶ月以内のもの	◎	残高証明書、融資証明書等、原本を添付のこと(発行者の押印が あること) ・経費見積に対して、必要な資金を満たしていること (5条申請の場合は、土地代金を合わせた額を満たしていること)

農地法第4条・5条許可申請に必要な申請書及び添付書類(2/2)

No.	書類名等	申請書類 チェック欄	留意点
9	同意書(届出目的に対しての同意 であること)	◎	特別な事情で同意書が取れない場合は説明を行った日時、説明内容及び同意が取れない理由を記載した理由書
	隣地同意	○	直接隣接する農地(田・畑)がある場合、その所有者及び耕作者 ・道路、水路等で2m以上離れている場合は不要(影響範囲外)
	水利同意	◎	申請地の所属集落等の水利管理者の同意(排水先等の確認) ・目的物によっては、下流の同意が必要な場合あり。
	区長同意	◎	申請地の所属集落の区長の同意(地域環境への影響の確認)
10	土地改良区の意見書	○	土地改良区の地区内の場合、該当土地改良区の意見書を添付 (同意がとれない場合は、その事由を記載した書面)
11	小作地の場合	○	小作権、賃貸借権、使用貸借権の設定がある場合は原則解約後に申請(同時申請可) 解約できない場合は同意書 ・小作権、賃貸借権の解約は農地法第18条の合意解約通知を提出 ・使用貸借権の解約は農地使用貸借の合意解約通知を提出
12	代替地の検討表	○	第2種農地(農業公共投資の対象外の小集団農地で生産力の低い農地)の場合、選定条件、候補地一覧、選定結果、選定理由を記載すること。(別紙様式あり) 候補地を明示した地図を添付すること。
13	契約書の写し	◎	使用貸借、賃貸借する場合 ・使用貸借契約書(案)又は賃貸借契約書(案)の写しを添付
14	被害防除施設設置状況説明書	○	周辺の農業、住民の生活環境に影響を及ぼす恐れのある場合、 防除施設の概要、設計図面等を添付
15	他法令の手続きを行っていること の書面	○	関係機関の受付印のあるものの写しを添付のこと 開発許可申請、建築許可申請、開発不要証明、法定外公共物等使用許可申請等、盛土規制法

※農地法4条・5条申請は県許可になりますので、農業委員会で審議後、県の諮問機関を経て、農地転用が認められた場合は、申請月の翌月末頃に県知事の許可書を交付します。

◎必要添付書類

○該当する場合

【問合せ先】 福崎町農業委員会事務局

電 話0790-22-0560

F A X 0790-22-2919